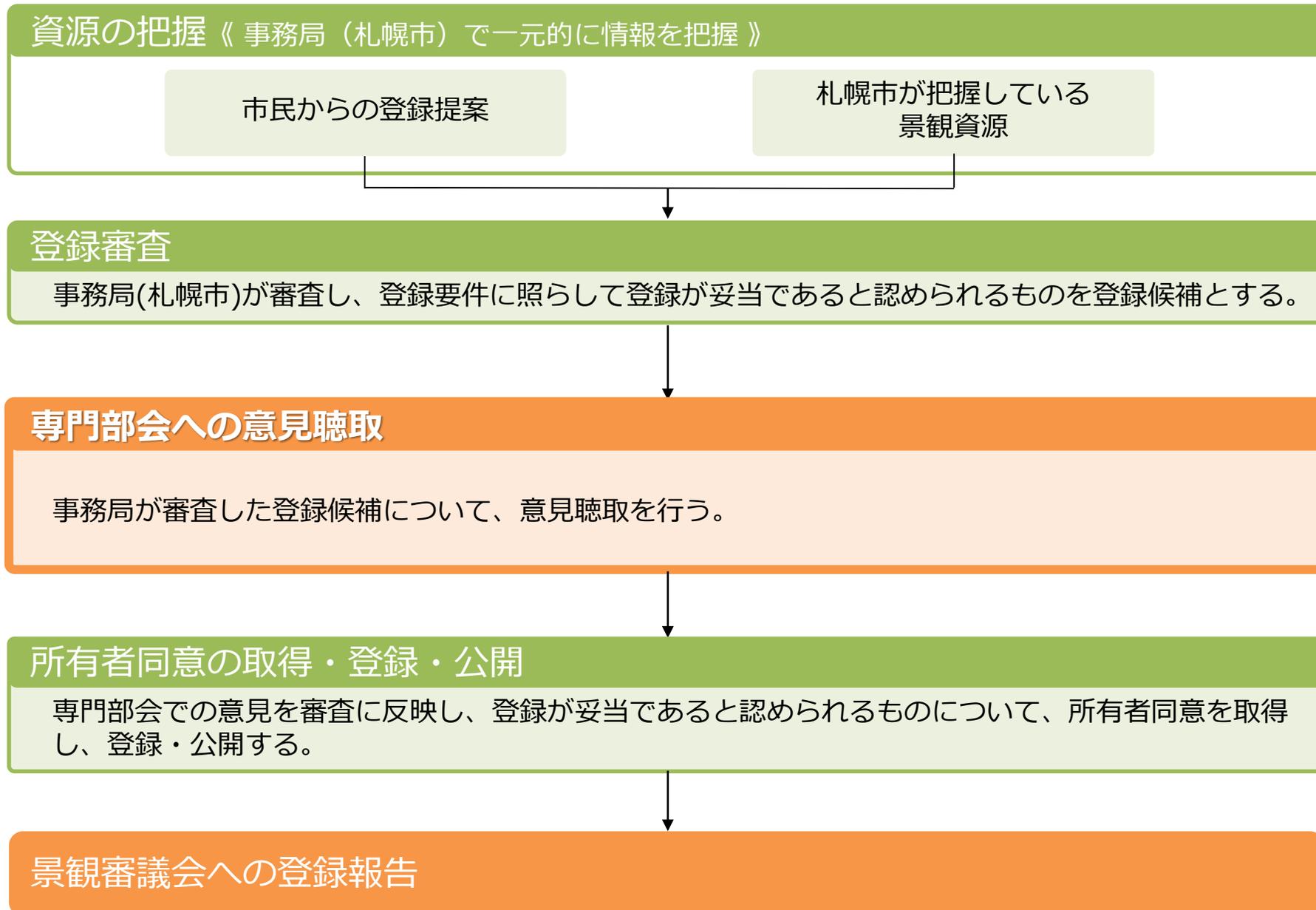


# 議事事項 1

活用促進景観資源の登録に係る  
専門部会の設置と制度の周知について

# 活用促進景観資源の登録に係る 専門部会の設置



## 設置根拠

### 札幌市景観条例 第41条の2 第3項

活用促進景観資源を登録しようとするときは、札幌市景観審議会に意見を聴くことができる。

### 札幌市景観条例 第45条第9項

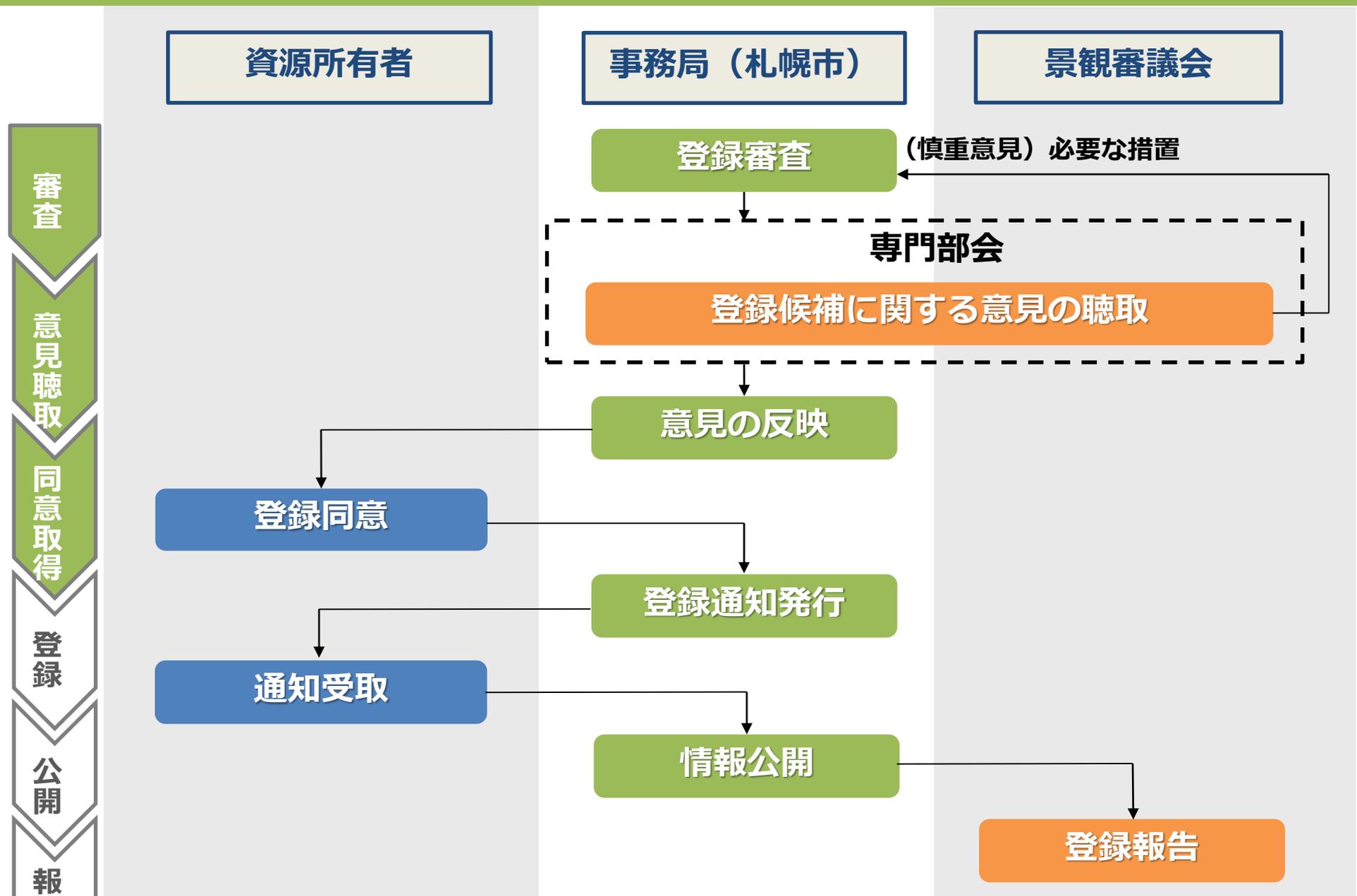
特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

## 組織

専門的知見（景観、まちづくり、建築等）及び市民の視点を登録の審査等に反映させることを考慮し、部会長を含む5名の部会委員により専門部会を構成する。

## 実施方法

- ① 事務局（札幌市）より登録候補の情報について説明を行ったのち、質疑及び意見聴取を行う。
- ② 専門部会は、非公開により実施する。



審査  
意見聴取  
同意取得  
登録  
公開  
報告

# 制度の周知方針

「活用促進景観資源」は、制度の**知名度**が低い。

効果的な周知のために…

- (一例として…)
- ・市民協働での取組
  - ・メディアの活用
  - ・イベント開催 など

- ・市公式HPでの公開
- ・広報さっぽろ
- ・パンフレットの配架

**オプション周知**  
(詳細検討中)

**ベース周知**

連携

**他の景観施策**

- ・普及・啓発事業
- ・景観まちづくり

**他部局の施策**

- ・文化財、観光施策
- ・オープンデータ化

知名度の向上による、**登録提案**や**活用**の活性化



みつけた！  
さっぽろのいいところ。  
景観の種プロジェクト

# スケジュール

